

## 第10章 講道館柔道試合審判規定「少年規定」

### 取り扱い統一条項

中学生・小学生の試合は、講道館柔道試合審判規定・少年規定で行われる。少年は身体の発育発達過程にあり、柔道を行うことにより、安全で正しい技の掛けかたや対処の仕方を体得させ、長く柔道の修行を行っていけることを目的として設けられた。特に少年が用いることが好ましくない事、安全面から配慮しなければならない事を指導する必要がある。また、少年たちが反則をおかさないで、正しい柔道を学び望ましい試合展開をさせるように指導していかなければならぬ。

#### 1 『特に加えられる禁止事項』

##### (1) 「立ち勝負」のとき

ア 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。…………「指導」

ただし、技を施すため、瞬間的に（1.2秒程度）に握るのは認められる。

◎ 少年の試合は学年別の無差別で行われることが多く、身長・体重・体力に大きな差がみられ、身長や体重の勝っている者が後ろ襟などを握って引きつけると、相手は技術的に対応できなくなり勝敗に大きな影響を与えることになるため。

技を施すため、瞬間的に（1.2秒程度）に握るのは認められるが、組み手争いなどのときは認められない。

後ろ襟、又は背部を握った状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、瞬間的（1.2秒程度）の規定にかかわらず、特例として認められる。

「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの（うなじ）のところの襟の部分をいい、後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合も「後ろ襟」と解釈する。

「背部を握る」の範囲は、肩の中心線に手首がかかるような状態の場合をいう。

イ 両膝を最初から同時に背負投を施すこと。…………「注意」以上

◎ 両膝を最初から同時に畳につくと、他の技への連絡変化が困難なことや相

手が頭から畳に落ちて大きな傷害を負う危険性が高くなるため。

同時に畠につくとは、瞬間に両膝がつく場合をいい、時間差があつたり、技を掛けて崩れた場合は反則としない。

ウ いきなり相手の足（又は脚）をとること。………「注意」以上

◎ 正しく組んでから、技を掛けることを前提としていることからいきなり相手の足をとることは、体力差によって技の効果に影響が出たり、受身ができず頭部を打つ危険性があるため。

相手が技を掛けてきたとき、変化して「足をとって」投げた場合、又は自分の技から連絡して「足をとって」投げた場合は認められる。

朽木倒、踵返を施す場合、相手と離れているとき、片手で襟または袖を握っているとき、もしくは両手で組んでいるときも、「いきなりの足とり」は反則である。

肩車の場合は、「いきなりの足とり」とは解釈しない。

(2) 関節技を用いること、及び絞技のうち、三角絞を用いること………「注意」以上

※ 小学生の場合は、絞技、関節技いずれも禁止する。………「注意」以上

◎ 少年は関節が未発達であり、関節技を掛けると負傷する可能性が高く、柔道の修行に支障があるため。

◎ 三角絞は、直接頸部を絞める技ではないが、頸部に相当の力が加わり重大な事故につながるため。

寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」と宣告する。

寝技のときに、意思はなかったが関節技が利いた場合は、「待て」と宣告する。

※ 小学生の場合は、寝技のとき、意思はなかったが絞技、関節技が利いた場合は、「待て」と宣告する。

(3) 次の技を施すこと。

蟹挟……………「反則負け」

無理な巻き込み技………「注意」以上

◎ 「無理な巻き込み技」は体力差により勝敗が左右されやすく、技の発達を妨げたり、重大な怪我に繋がらないようにするため。

「無理な巻き込み技」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れこむようにして巻き込んだ技をいう。

相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰など。…………「注意」以上

明らかに腕を相手の首に巻きつけて施した場合のみをいう。

双手刈……………「注意」以上

※ 小学生の場合は、裏投を禁止する。…………「注意」以上

(4) 固技などで、頸の関節及び脊椎に故障を及ぼすような動作をすること。…………

「指導」以上

◎ 特に寝技の攻防で起こる可能性があり、発育段階の少年の安全を守るため。

このような動作を無意識に行ったとしても、必ず反則を与え、その後同じような動作を行わせないことを目的としている。

## 2 『教育的配慮から特に留意させる禁止事項』

(1) 「相手と取り組まず勝負を決しようとしたこと（約20秒間）、また組んでも切り離す動作を繰り返すこと。」

(2) 「立ち勝負のとき、極端な防御姿勢をとること。（6秒以上）」

(3) 「立ったままで、試合者が互いの手の指を組み合はず姿勢を続けること。  
(6秒以上)」

(4) 「服装を乱すこと、及び審判員の許可を得ないで勝手に帯等を締め直すこと。」

(5) 「無意味な発声をすること。」

(6) 「相手の体に危害を及ぼしたり、柔道精神に反するようなこと。」

少年たちに正しい柔道を学ばせるために、少年規定や禁止事項を理解するまで教え、勝ち負けに執着させず相手を尊重し、正しい方法、正しいルールで柔道を修行するように指導していくことが大切である。

## 第11章 総論

### 1 日本の文化の継承

柔道の母体となったのは、柔術・和（やわら）・体術などといわれた徒手の格闘武術であり、戦国時代に国が乱れ合戦の中で敵を倒す武術として日本各地に百余の流派からなる柔術が誕生した。

徳川の泰平な時代となり、武士が文武両道の体得を求められ、学問と共に技の鍛練と心を修める柔術が盛んな時代となった。

明治になり嘉納治五郎先生が柔術から技の理合を抜粋し、講道館柔道という武器を持たず安全に「心・技・体」の修行ができる文化が生まれた。

国際化が進む現代社会の中にあって柔道は大切な日本の文化であり、日本人が世界に誇れる道である。これらを守り継承していくためには少年たちに柔道の素晴らしい・奥深さを理解してもらう必要がある。

### 2 健全な青少年の育成

青少年の体格は年々立派になっているが、体力は低下している。また、集団生活での自己主張ができなくなり孤立化が進み昨今までの常識では考えられない少年犯罪が増加する現代社会にあって、柔道を修行する集団の中で霸氣を養い強さと優しさを持った人の痛みの解る人間を形成することができる。

### 3 青少年期にしかできないこと

身体の柔軟性・巧緻性・持久力・俊敏性・礼の心等を青少年期に養つておけば、将来様々なことに役立つため、年齢・性別・体格を考慮しながらこの時期に体得させることは有意義なことである。

### 4 試合が全てではない

柔道を修行すれば、試合に勝ちたいのは当たり前であり、勝つことに重きを

おく指導になりがちである。試合に勝つことは自信になり柔道を好きになる大きな要因であるが、勝つことがすべてではなく青少年には大きな可能性があることを忘れてはならない。

この可能性を最大限にいかすために、指導者や保護者は目先の勝負にとらわれず、基本と基礎を大切に長所を引き出すことに努め見つめ育てることを、肝に銘じて指導していくことが大変重要である。

## 5 柔道の国際化

現在、国際柔道連盟に世界の178ヶ国が加盟し、オリンピック競技にもなり、柔道は他のスポーツに類を見ない発展ぶりであるが、本来の「一本」を取る柔道からポイントを重ねる柔道へと変わってきてている。この流れは日本国内にも浸透し、試合において「一本」を奪い合う柔道の醍醐味が失われつつある。

青少年は、あくまで柔道の基本と基礎を習得する時期であるから、正しい組手で「一本」を取れる技を身につけてほしいものである。

## 引用・参考文献

著者名	書名	発行所	年
	月刊柔道 (理想の指導者像と指導者の養成)	日本武道館	1999
竹内善徳他	論説 柔道	不味堂	1984
	体育の科学 (トレーニングの適時性)	日本体育学会	1995
	体育の科学 (身体発達のバランス)	日本体育学会	1998
江川 玄成	実践スポーツ心理学	大日本図書	1988
醍醐 敏郎	柔道教室	大修館書店	1969
竹内善徳監修 小俣幸嗣他	柔道のルールと審判法	大修館書店	1999
	講道館柔道試合審判規定 (取り扱い統一条項)	講道館・全日本柔道連盟	1995

## おわりに

柔道は、学校体育にとどまることなく、広く社会体育の場で行われており、公立体育館をはじめ町道場や都道府県警察の警察署道場を開放して指導が盛んに行われているところであります。

柔道は、創設当時から講道館を中心に指導されており、現在の社会体育と同様の形式を整えていたといえます。その技術や技能の発達に伴っての評価や目標となる級・段位制度を設け、それにより多くの人々に愛好されるようになり人間形成にも役立てられ、世界的に著しい発展を遂げてきました。

本書は、柔道を通じて青少年の健全育成を図るため、特に少年期の発育発達の特徴を研究し、その効果的な方法（指導法）を示すことにより、指導者や柔道を志す青少年の父兄に役立ち、より広く少年柔道の振興を図っていくことを目的に研究を進め参りました。

なお、本書の制作にあたって、(財)社会安全研究財団より調査研究の助成を頂くとともに、警察大学校術科教養部の諸先生方のご指導と、同術科指導者養成科第34期生柔道専攻学生に資料収集等でご協力を頂きました。また、写真撮影にあたり講道館の諸先生方にご指導、ご協力を頂きましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。

今後の日々変化する社会情勢の中、青少年の健全育成のため、本書を活用していただければ幸甚に思います。

(財)警察大学校学友会術科研究会

〒164-0001

東京都中野区中野4-13-1

03(3387)6111 (内2818-9)